

保険証の
新規発行は
終了

現在お持ちの

保険証(藤色)または資格確認書(若草色)は

令和7年12月1日以降は 使用することができません

令和7年11月にマイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を
マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を
支部の窓口でのお渡し又は支部から郵送いたします

※マイナ保険証とは……マイナンバーカードに保険証の利用登録をしたものです。

●令和7年11月に建設連合国保より交付するもの及び、令和7年12月1日以降の 医療機関等への受診方法

〔マイナ保険証をお持ちの方〕

資格情報のお知らせ
※A4サイズ

令和7年12月1日以降の
医療機関等への受診方法

マイナ保険証を提示
してください。

※「資格情報のお知らせ」のみで医療機関等を受診することはできません。(マイナ保険証に対応していない医療機関等においては、マイナ保険証と一緒に提示することで受診できます。)

※マイナ保険証をお持ちの方に、医療保険の資格情報を確認できるよう交付される書類です。
※既に「資格情報のお知らせ」をお持ちの場合は、新しい「資格情報のお知らせ」は交付されません。

〔マイナ保険証をお持ちでない方〕

資格確認書
※カードサイズ
(プラスチック)

令和7年12月1日以降の
医療機関等への受診方法

建設連合国保から交付される
新しい資格確認書を提示
してください。

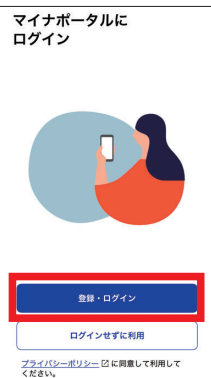
※資格情報のお知らせ、資格確認書のいずれも、マイナポータルや廃止される保険証と同様に、「被保険者記号・番号」が記載されています。建設連合国保への問合せや届出・申請等をする場合には、「被保険者記号・番号」が必要になりますので大切に保管してください。

※マイナンバーカードの電子証明書には有効期限があり、有効期限を超えるとマイナ保険証として利用できなくなります。有効期限の2～3カ月前を目途に国の機関から有効期限通知書が送付されますので、お住まいの市区町村窓口で更新手続きをしてください。

※高齢者や障害者の方など、マイナ保険証の利用に当たって配慮を必要とする方については、マイナ保険証をお持ちの場合でも、建設連合国保へ申請することにより資格確認書が交付されます。

マイナ保険証をお持ちかどうかを確認する方法

STEP 1



「登録・ログイン」を押し、マイナポータルにログインします。

STEP 2



ログイン後、「健康保険証」を押します。

STEP 3



登録済

マイナナンバーカード利用状況が「登録済」となっている方は、マイナ保険証をお持ちの方です。なお、「資格情報」から登録内容を確認できます。

※マイナ保険証をお持ちになりたい場合の手続きは、以下をご覧ください。

マイナ保険証をお持ちになりたい場合の手続きは？

手続きは
ここで
できます



マイナポータル画面



医療機関窓口の
カードリーダー



セブン銀行ATM

※マイナポータルとは…ご自身の所得や加入している保険の資格情報を確認できるオンラインサービスです。

マイナ保険証をお持ちになりたい場合の手続きの詳細は、こちらから確認してください。



マイナナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナナンバーカードを取得しましょう。



※マイナ保険証についてわからないことはこちらから確認できます。



お名前やご住所に外字が含まれている方へ

「外字対応」の終了に関するお知らせ

建設連合国保では、これまで被保険者のお名前やご住所に JIS 規格及び Windows 環境依存文字以外の文字が含まれる場合には、個別に文字（外字※）を作成し、対応してまいりました。

しかしながら、健康保険の資格情報がオンラインで確認できる仕組み（オンライン資格確認等システム）の導入により、「外字」として作成した文字が医療機関等において正しく表示されないなど事務処理上の支障が生じています。そのため、令和7年9月以降は外字対応を終了し、代替文字に置き換えいたします。

つきましては、外字対応が終了した後に発行する書面について、代替文字が見つからない場合はカナ表記にて対応させていただきますのでご了承ください。

なお、代替文字やカナ表記になっても各書面の効力を失うわけではありません。

また、既に交付済みの書面等（資格確認書、資格情報のお知らせ、保険証、限度額適用認定証等）につきまして差し替えは行いません。

対象の皆さまにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

※外字とは、コンピュータ機器の文字システム（JIS規格コードなど）にあらかじめ登録されていない文字を建設連合国保内で外字作成ソフトなどを用いて作成し、コンピュータ機器に個別登録した文字のことです。